

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
目次 第 1 章 (略) 第 4 章 (略) 第 5 章 <u>事業所内保育事業(第42条～第48条)</u> (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	目次 第 1 章 (略) 第 4 章 (略) 第 5 章 <u>事業所内保育事業(第42条～第48条)</u> 第 6 章 <u>雑則(第49条)</u> (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(<u>国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。)</u>第 12 の 4 第 1 項に規定する<u>国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)</u>にあっては、<u>第 1 号及び第 2 号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならな	

現 行	改 正 後	備 考
(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行うこと。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生	い。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による<u>保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保	

現 行	改 正 後	備 考
<u>じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者</u> 4 <u>町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>	<u>育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 <u>町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替</u>	

現 行	改 正 後	備 考
	<u>保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者</u> <u>6 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施</u>	

現 行	改 正 後	備 考
5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) (略)	<u>設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 7 (略) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 学校給食法 (昭和29年法律	

現 行	改 正 後	備 考		
(3) (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	<u>第160号) 第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</u> (4) (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断			

現	行	改	正	後	備	考				
				<table><tr><td>健康診断</td><td></td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	健康診断		乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断		
健康診断										
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断									
3	(略)	3	(略)							
4	(略)	4	(略)							
	(職員)		(職員)							
第23条	(略)	第23条	(略)							
2	家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))を含む。)	2	家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(神奈川県 ^{【神奈川県】} の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))を含む。)							
	又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。									
(1)	(略)	(1)	(略)							
(2)	(略)	(2)	(略)							
3	(略)	3	(略)							
			第6章 雑則							
			(電磁的記録)							
			第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副							

現 行	改 正 後	備 考
附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第	<u>本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者又は<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がない	

現 行	改 正 後	備 考
44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。	とした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	